

一般社団法人 日本金融商品仲介業協会
会員規程

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、一般社団法人 日本金融商品仲介業協会（以下、協会という）定款第2章に規定する会員について必要な事項を定める。

第2章 会員資格

第2条 当法人の会員は、次の6種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

（1）正会員 金融商品取引法上の金融商品仲介業者として登録されている法人であって、当法人の目的や倫理綱領に賛同するもの

（2）委託正会員 金融商品仲介業者に対し、顧客に対する金融商品の売買の媒介等を委託する金融商品取引法上の金融商品取引業者等であって、当法人の目的や倫理綱領に賛同し、当法人の活動を後援するもの

（3）準会員 金融商品取引法上の金融商品仲介業者として登録されることを希望する法人であって、当法人の目的や倫理綱領に賛同するもの

（4）アソシエイト会員 金融商品取引業や金融商品仲介業等の金融商品関連事業に従事する個人であって、当法人の目的に賛同し、当法人の活動を後援するもの

（5）法人賛助会員 金融商品取引法上の金融商品仲介業者以外の法人であって、当法人の目的に賛同し、当法人の活動を後援するもの

（6）個人賛助会員 金融商品取引業や金融商品仲介業等の金融商品関連事業に従事していない個人であって、当法人の目的に賛同し、当法人の活動を後援するもの

2 会員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

（任意退会）

第3条 会員は、定款第7条に基づき、理事長に対して協会所定の退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2 退会後は、会員に与えられた一切の権限を喪失するものとする。

（資格喪失）

第4条 定款第9条各号に規定する資格喪失の事由が発生したときは、協会は速やかに会員登録の抹消等に必要な事務手続きを行うものとする。

第3章 会員のベネフィットと義務

（会員のベネフィット）

第5条 会員は、次の情報等を受けることができる。

- （1）協会ホームページ及びデータベース等
- （2）協会が発出する会報等
- （3）協会が主催する研修・カンファレンス等各種行事への参加

2 研修・カンファレンス等各種行事に無料で参加できる人数については、協会が会員資格に応じて別に定める。

3 正会員は第1項に掲げる事項の他、協会ホームページ等で事業紹介を行うこと、また、業務支援（スタートアップ支援、土業・営業ツールの紹介等）を受けることができる。

4 委託正会員は第1項に掲げる事項の他、協会ホームページ等で事業紹介を行うことができる。

5 法人賛助会員は第1項に掲げる事項の他、協会ホームページ等で事業紹介を行うことができる。また、法人賛助会員のうち協会が認めた者は、カンファレンスへのブース出展を行うことができる。

（会員の義務）

第6条 会員は、本規程第7条の会費を納入しなければならない。

2 会員は、この規程のほか、法令、定款、及び理事会の定めるその他の規程・細則等を順守しなければならない。

3 会員は、前項及び第5項並びに懲戒規程に関し協会が実施する調査に協力しなければならない。

4 会員は、住所等登録内容に変更が生じた場合は、すみやかに協会へ届け出なければならない。

5 会員が、この規程のほか、法令、定款、及び理事会の定めるその他の規程等に違反した場合には、協会は当該会員に対し、指導や処分を行うことができるものとする。

（会費）

第7条 会員は、その種別に従い、次の会費を納入しなければならない。

（1）正会員

- ①協会の前事業年度末日において登録外務員数30名以上の者 翌事業年度の年会費
36万円
- ②協会の前事業年度末日において登録外務員数30名未満の者 翌事業年度の年会費
24万円

③新たに正会員となった者のうち上記①に該当しないもの 入会后当初12か月間の年会費 12万円 なお、入会后当初12か月経過後は①又は②の区分による年会費

(2) 委託正会員 年会費 200万円

(3) 準会員 年会費 12万円

(4) アソシエイト会員 年会費 12万円

(5) 法人賛助会員

①A会員（運用会社、保険会社、銀行、証券会社） 年会費 100万円

②B会員（その他法人） 年会費 50万円

(6) 個人賛助会員 年会費 1万円

2 会費の納入義務の発生日は、毎事業年度の4月1日とする。

3 事業年度途中での入会、会員種別の変更、会員資格の喪失があった場合の取扱いは、次による。

(1) 事業年度途中で入会した会員の会費は、入会の承認を受けた日の属する月の翌月に入会したものとした会員期間に応じ、月を単位とした月割計算を行う。

(2) 事業年度途中で会員種別に変更があった場合の会費は、変更のあった日の属する月の翌月に変更したものととしてそれぞれの会員期間に応じ、月を単位とした月割計算を行う。

(3) 準会員は金融商品取引法上の金融商品仲介業者として登録されたときは遅滞なく協会に届け出るものとし、協会はその登録日付けで正会員への変更を行う。

(4) 事業年度途中で会員資格を喪失した場合は会費の返金処理は行わない。

(納入の方法等)

第8条 会費は、協会が指定する金融機関の協会口座への振込みにより納入する。なお、振込みにかかる手数料は、会員の負担とする。

(会員への告知)

第9条 協会の会員への告知は、原則として協会の会報もしくは電磁的方法により行うものとする。

第4章 補則

(規程の変更)

第10条 この規程は、理事会の議決によって変更することができる。変更後の規程は第9条の規定により、会員へ告知する。

以上

制定：令和2年4月1日

改正：令和３年４月１３日（第８条「会費」）、令和３年４月１３日施行

改正：令和４年２月１０日（第７条「会員の義務」）、令和４年２月１０日施行

改正：令和５年１１月３０日、令和６年１月１日施行。ただし、第７条第１項第１号①及び②の改正規定は令和６年４月１日から適用する。また、改正前の法人アソシエイトに対する第７条第１項第１号の適用は令和７年４月１日からとする。

改正：令和５年１２月１９日（協会名称の変更）、令和６年１月１日施行

改正：令和７年３月６日（「個人アソシエイト」を「アソシエイト会員」及び「個人賛助会員に分割」）、令和７年４月１日施行。ただし、第７条第１項（２）及び（５）の規定（会費）は令和８年４月１日から適用する。

改正：令和８年６月３日（「準会員」の新設）、令和８年６月１９日施行